

## 2 指導の重点

## (1) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動

## ア 各教科

- 地域の特色や発達の段階に応じて人権課題を取り上げ、児童が自分自身との関わりから人権課題についての正しい理解と認識を深めることができるように指導する。
- 互いの思いや考えを交流する活動を工夫する中で、認め合い、伝え合い、学び合う教育活動を展開する。
- 年間指導計画に示された評価規準を基に指導の重点を決め、指導と評価の一体化を図る。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の活用及び探究を図る学習活動を重視するとともに、言語活動を充実し、主体的・対話的で深い学びを通し、児童の思考力・判断力・表現力等を育む。
- 全ての学習の基礎となる「読む力」、「書く力」、「計算する力」を繰り返し指導し、家庭学習でも並行して取組を進め、確実な定着・向上を図る。
- 算数では日常生活等から問題を見いだす活動、理科では見通しをもった観察・実験を充実させ、理数教育の質の向上を図る。
- 習熟度別学習では、「東京都習熟度別授業ガイドライン」に沿って、指導方法工夫改善加配教員と担任との連携を図りながら、個に応じたきめ細やかな指導を行う。また、「東京ベーシック・ドリル」の診断シートを活用して定着度を図りつつ、練習シートを授業やあらかじめ寺子屋で活用する。
- 「学校図書館活用指針」に基づき学校司書と連携する中で、「読書センター」「学習センター」及び「情報センター」通して、学校図書館活用を活性化して言語活動を充実し、児童に自ら課題を見付け、主体的に解決させ、学ぶ楽しさや満足感を感じさせる。
- 「全員参加型」の授業を目指し、全校で統一した児童主体の授業「六瑞スタンダード」を取り入れた授業を展開する。
- タブレットPC等ICT機器を活用し、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験を通して、社会の変化に対応する「基礎力」、「思考力」、「実践力」を身に付けさせ、21世紀型能力の育成を図る。
- 体力向上と健康教育の充実のため、年間3回の体力向上の週間取組を柱とする日常の体育・保健学習・食育を通して、適切な運動経験と健康についての理解を深め、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。
- 英語教育では、英語教育アドバイザーと連携して毎時の区のものアレンジしたレッスンプランを作成し、NEAとの指導体制を工夫し、国際コミュニケーション能力を育成する。

## イ 特別の教科 道徳

- 「道徳の全体計画及び道徳授業の年間指導計画に基づき「特別の教科 道徳」の充実を図りながら、交流学习や体験型活動を生かした指導を行い、物事を多面的・多角的に考えさせ、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- 特別の教科 道徳を要通し、学校の全教育活動を通じて児童の発達の段階に応じた道徳教育を行い、自らの生き方についての考えを深め、いじめを許さない児童を育てる。別葉により他教科との関連を図り、各教科等の授業でもその特性に応じ、道徳科の内容に関して適切な指導を行う。
- 東京都教育委員会人権尊重教育推進校として、6年間を見通した全体計画・年間指導計画に基づき、計画的・組織的に道徳教育を行い、人権尊重教育を進める。研究主題をもとに研究を深め、人権教育の視点に立った教材の選定と活用で、児童の人権意識を高め、人権課題に関わる差別意識の解消を図る。
- 道徳授業地区公開講座を実施し、保護者や地域の人たちと道徳教育について交流し合い、児童のより良い人間関係を築くための指導に役立たせる。
- 「道徳教育郷土教材集」の活用を年間指導計画に位置付け、郷土を愛する態度を育てる。

## ウ 総合的な学習の時間

- 指導計画の改善を図り、問題の解決や探究的な学習を位置付け、主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育てる活動を設定し、児童が未来社会で生きていくための資質・能力の育成を図る。
- 環境、福祉、キャリア（生き方学習等）、国際理解を中心とした年間指導計画を作成し、児童が将来を見据え、自ら課題を見付け、探究する学習の充実を図る。
- 児童主体の探究的な金管マーチングバンド活動にし、「街の先生教室」の人材活用、ACC等を活用した日本の伝統文化の優れた技術・技能をもつ地域の方を講師とした体験活動の充実を図る。

## エ 特別活動

- 児童に集団の一員としての意識をもたせ、より良い学校生活を送らせるために、学級活動・児童会活動、クラブ活動、学校行事の内容を精選、充実させる。異学年交流を重視した活動を組織的、計画的に取り入れて達成感を味わわせ、自主的・実践的な態度を育てる。
- 児童の自尊感情や自己肯定感を高めるために、話し合い活動を通して、各教科で児童が達成感、満足感がもてる指導の工夫に努める。また、自発的、自治的な活動をさせる場を設定し、「児童の願い、話し合い、実践、振り返り」のサイクルを繰り返し実践して、人間関係形成能力を育てていく。

## (2) 特色ある教育活動

- 人権尊重教育推進校として、児童が人権感覚を身に付けられるような教育活動を実践する。
- 全校児童で取り組む金管マーチングバンド活動では、認め合い、励まし合い、教え合いながら、主体的、創造的に活動できる児童を育成する。また、心を一つに音楽・作品を創る活動をとおして、児童の自他を尊重する思いやりの心や自己有用感を培う。
- 特別支援学級との交流教育は、週1回のふれあい給食や縦割り班交流、社会科見学やゲストティーチャーを招いた授業の合同実施、委員会やクラブ活動等、触れ合いの機会や場面を意図的・計画的に作り実施する。また教科の授業を通じた交流を能力に応じて進める。
- 「六ちゃん水族館」で生き物を飼育したり、「一人一鉢運動」で植物を栽培したりする自然体験をとおして、児童に命の大切さを感じさせる。
- スタートカリキュラムに基づき、教員が新1年生に対する指導の在り方を研修し、幼稚園・保育園児との交流を充実させ、新1年生に寄り添った支援を進める。
- 年間2回の読書月間の設定、各学年でのブックメニュー作り、長期休業中の家読の取組、教師・保護者のブックボランティア（ぶっくまむ）による読み聞かせ等、児童の読書活動を充実させる。
- 「荒川区俳句のまち宣言」を受け、児童に俳句文化に触れさせ、季節ごとの俳句作りと掲示、詩吟教室に取り組み中で、言語活動の充実を図る。
- オリンピック・パラリンピック教育においては、自国に対する理解を基盤とした国際理解教育を進め、共生社会の実現に必要な資質となる「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」の育成を重視した活動を家庭や地域と連携しながら実践するとともに、学校2020レガシーを持続していく。

## (3) 生活指導・進路指導

## ア 生活指導

- 「いじめ防止対策推進法」に基づいて策定した「学校いじめ防止基本方針」を教職員に周知徹底し、「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努める。また、生活指導部を中心に、生活指導夕会を活用した児童一人ひとりへの適切な理解、教育相談や危機管理をするとともに、不登校の未然防止に努める。
- 「SNS六瑞小ルール」を策定し、児童がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに学習への悪影響を防止する。
- 生命の安全教育の全体計画に基づき、犯罪の加害者、被害者にならないための教育と啓発を行う。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、定期的に関係諸機関と連携し情報交換を行い、児童との関わり等について今後の方針を立て、学校生活を充実させていく。また、個別指導計画や個別の教育支援計画を作成し、都スクールカウンセラー及び区心理専門相談員・特別支援教室専門員と連携し、情報の共有と児童理解のための方策・対応のために、月1回の校内委員会を行う。
- あらかわの心推進運動の「早寝・早起き・朝ごはん」を、本校が推進する「早起き・朝食・朝活動」とし、家庭と連携して基本的な生活習慣を確立させる。
- 安心安全マップを活用し、登下校の安全を図るための指導を行う。また、避難訓練やセーフティ教室、薬物乱用防止教室、不審者対応訓練、起震車体験等で関係諸機関と常に連携し、日常的に児童の危険予知能力や危機回避能力を育てる。防災ノート「東京防災」を有効に活用し、学校と家庭が一体となった防災教育を一層充実させる。

## イ 進路指導

- キャリア教育推進の一環として、キャリア・パスポートを活用し、児童一人ひとりが夢や志をもち、その夢をかなえ、豊かな人生を実現するために必要な資質・能力を身に付けることを目指していく。さらに地域や青年海外協力隊等の人材活用で、働く姿やその生き方に学び、勤労観・職業観を育む。
- 小中における授業見学、中学校体験、小学生の部活動体験、幼・保との交流活動等、積極的に幼・保・小・中の連携教育を進める。